

# 金山町いじめ防止基本方針

平成 27 年 5 月 28 日 制定

平成 30 年 12 月 12 日 改訂

令和 7 年 11 月 27 日 改訂

金 山 町

# 目次

はじめに.....	1
<b>I いじめの問題に対する基本的な考え方</b>	
1 いじめ防止対策の目的 .....	1
2 いじめの定義 .....	1
3 関係者の責務及び役割 .....	2
(1) 町及び教育委員会の責務	
(2) 学校及び教職員の責務	
(3) 保護者の責務	
(4) 地域の役割	
4 いじめ問題等への組織的対応.....	3
(1) 金山町青少年育成町民会議	
(2) 金山町生徒指導連絡協議会（常任委員会）	
(3) 金山町いじめ防止対策専門委員会	
(4) 金山町いじめ重大事態調査委員会	
(5) 金山町いじめ重大事態再調査委員会	
(6) 学校に置く「いじめ防止等の対策のための組織」	
5 関係機関との連携.....	4
(1) 警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携	
(2) 学校相互間の連携協力体制の整備	
(3) 県教育委員会との連携	
<b>II いじめ防止等の基本的施策</b>	
1 未然防止の取り組み.....	6
(1) “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動との連携	
(2) P T A組織を活かした特色ある取り組みの推進	
(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進	
(4) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進	
(5) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	
(6) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進	
(7) 教員等の資質・能力の向上	
2 早期発見の取り組み.....	8
(1) 早期発見のための基本的な考え方	
(2) 早期発見のための具体的な取り組みの推進	
3 いじめ発生の場合の適切な対応.....	9
(1) いじめ対応の基本的な流れ	
(2) いじめ発見時の緊急対応	
(3) いじめと認知した場合の対応	

### Ⅲ ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめの実態を知る…………… 1 1
  - (1) ネット上のいじめ
  - (2) ネット上のいじめの種類
- 2 ネット上のいじめの未然防止…………… 1 2
  - (1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上
  - (2) 家庭、地域、PTAとの連携
- 3 早期発見・早期対応…………… 1 3
  - (1) 早期発見への取り組み
  - (2) 早期対応への取り組み

### Ⅳ 教育諸課題から配慮すべき子どもの対応

- 1 発達障がいを含む、障害のある子ども…………… 1 5
- 2 海外から帰国した子どもや外国人の子ども…………… 1 5
- 3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る子ども…………… 1 5
- 4 被災児童生徒…………… 1 5

### Ⅴ 重大事態への対応

- 1 基本的な対処の構造…………… 1 5
- 2 教育委員会又は学校による対処…………… 1 6
  - (1) 重大事態の発生と調査
  - (2) 調査結果の提供及び報告
- 3 町長による再調査及び措置…………… 1 9
  - (1) 再調査
  - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

### Ⅵ 点検・評価と見直し

- 1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方…………… 2 0
- 2 教育委員会等が行う点検・評価…………… 2 0
- 3 学校における点検・評価…………… 2 0
  - (1) 学校評価を通して
  - (2) 教員評価を通して
- 4 いじめ防止基本方針の見直し…………… 2 0

## はじめに

いじめ問題への対応は、学校が直面する最重要課題の一つである。学校が安全に安心して学べる場所であってほしいということは全ての町民の願いであるが、いじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる可能性は常に存在する。

いじめ問題への対応力は、地域の教育力と成熟度の指標とされる。いじめから子どもを守るためには、地域の全ての大人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割を自覚し、その責任を果たさなければならない。

平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行。以下「法」という。）、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）、さらに「山形県いじめ防止対策の推進に関する条例」（平成26年3月25日施行）、「山形県いじめ防止基本方針」（平成26年4月17日策定）、「金山町の心と身体が健やかな児童と生徒を育てる条例」（平成28年6月9日）を踏まえ、本町においてもいじめの根絶に向けて、学校・家庭・地域・行政が連携して、実効あるいじめ防止対策を進めなければならない。

## I いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1. いじめ防止対策の目的

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目的として行わなければならない。また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたる問題であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

このため、金山町いじめ防止基本方針（以下、「町基本方針」という）は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などについて、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的に進めるため、以下についての取り組みを定める。

- ① 町および町立小・中学校における組織体制の整備
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ ネット上のいじめへの対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検・評価と不断の見直し

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆いじめの具体例◆

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

好意から行った行為が、意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

### 3. 関係者の責務及び役割

#### (1) 町及び教育委員会の責務

- ①町は、いじめの防止等のための施策を策定し、実施する。
- ②教育委員会は、設置する学校におけるいじめの防止等のため必要な措置を講ずる。
- ③町及び教育委員会は、必要に応じて金山町総合教育会議において、いじめ防止等の対策や緊急な場合に講ずべき措置について、協議・調整を行う。

#### (2) 学校及び教職員の責務

- ①児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ②いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。

◆いじめの問題に対する教職員の基本認識◆

- ①「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ②いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- ③いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

### **(3) 保護者の責務**

- ①子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ②子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③子がいじめの加害者となったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

### **(4) 地域の役割**

- ①地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ②いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

## **4. いじめ問題等への組織的対応**

### **(1) 金山町青少年育成町民会議**

町は、金山町青少年育成町民会議による「“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動」を通じ、町民全体で活動に取り組み、「いじめを許さない」、「いじめを見逃さない」気運の醸成を推進する。

### **(2) 金山教育コンソーシアム運営協議会（金山町生徒指導連絡協議会）**

町は、法第14条の主旨に基づき、金山教育コンソーシアム運営協議会に必要な応じて専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を求め、町基本方針に基づいたいじめ防止等の対策の推進にあたる。

### **(3) 金山町いじめ防止対策専門委員会**

教育委員会は、金山教育コンソーシアム運営協議会（金山町生徒指導連絡協議会）、

生徒指導常任委員会との連携のもと、実効的な対策のため必要があるときは、附属機関として「金山町いじめ防止対策専門委員会」を設置し、いじめに関する教育委員会の諮問に応ずる。

### **(4) 金山町いじめ重大事態調査委員会**

教育委員会は、重大事態が発生した場合には、法第28条第1項に基づき、速やかに「金山町いじめ重大事態調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。その構成員には、法律、医療、心理、福祉、教育等に専門的な知識及び経験を有する第三者の参画を図り、公平性・中立性が保たれるよう努めるとともに、その機能等が十分と判断される場合は、「金山町いじめ防止対策専門委員会」をもってこれに代えることができる。

### **(5) 金山町いじめ重大事態再調査委員会**

町は、町長が必要と認めるとき法第30条第2項に基づき「金山町いじめ重大事態再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。その構成員には、法律、医療、心理、福祉、教育等に専門的な知識及び経験を有する第三者の参画を図

り、公平性・中立性が保たれるよう努める。この調査委員会は町立学校における重大事態について、その対処又は同種の事態の発生の防止のため、当該重大事態の調査の結果について調査を行う。

#### **(6) 学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」**

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。この組織には、複数の教職員、学校に配置されているスクールカウンセラー（以下SCという。）・スクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）・スクールローヤー・教育相談員・子どもふれあいサポーター等をはじめ、学校評価に係る委員（学校運営協議会委員等）、民生委員・児童委員など地域内の人材に参加を求める。

町及び教育委員会は必要に応じて心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の人材確保に対する支援を行う。

##### **◆「いじめの防止等の対策のための組織」の構成員（例）◆**

校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導に関わる教職員等

校外関係者：SC、SSW、教育相談員等、PTA代表、学校運営協議会代表、学校医、民生委員・児童委員、可能であれば心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等

##### **◆「いじめの防止等の対策のための組織」の取組内容◆**

- ①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等  
ア) いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。  
イ) 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるようにする。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合の緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

## 5. 関係機関との連携

### (1) 警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携

町及び教育委員会は、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体との連携強化、その他必要な体制の整備を図る。

教育委員会または学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、「学校警察連絡制度」を活用し、地元警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

(H16 新庄警察署長と「金山町学校警察連絡制度」に関する協定を締結)

【いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべき事案や、重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要とされる具体例】

- 不同意わいせつ（刑法第 176 条）断れば危害を加えると脅し、わいせつな行為をする。
- 自殺関与（刑法第 202 条）「死ぬ」とそそのかし、自殺した。
- 暴行（刑法第 208 条）殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第 222 条）裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第 223 条）遊びなどと称して、暴行・脅迫を用いて、危険な行為や恥ずかしい行為をさせる
- 恐喝（刑法第 249 条）断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）  
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上でグループ送信したりする。

### (2) 学校相互間の連携協力体制の整備

町及び教育委員会は、県、関係市町村・市町村教育委員会、学校法人等と連携し、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を支援する。

### (3) 県教育委員会との連携

町及び教育委員会は、国、県の基本方針やいじめの問題に関係する通知や指導を受けるとともに、最上教育事務所及び県教育委員会の生徒指導担当者会議（いじめ防止運営委員会）を通じて、県教育委員会との連携を強化する。

また、いじめ防止等に関し連携が必要と判断される場合は、支援あるいは支援チームの派遣を要請するとともに、重大事態が発生した場合には、学校及び教育委員会の対応や調査について、必要な支援を要請する。

## II いじめ防止等の基本的施策

### 1. 未然防止の取り組み

#### (1) “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動との連携

##### ①運動の基本方針

いじめ・非行の防止・根絶に向けては、学校、地域・家庭が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底していく必要がある。このため、町、青少年育成町民会議、学校、警察及び関係諸団体が一体となり、“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動に取り組む。

##### ②具体的な運動展開

###### ア) “いじめ・非行をなくそう” 重点運動期間

金山町青少年育成町民会議は“いじめ・非行をなくそう”重点運動期間を定め、街頭運動、企業等への啓発活動を展開する。

###### イ) 金山町青少年育成町民大会

青少年の健全育成に携わる行政・各種団体が集い、“いじめ・非行をなくそう”県民運動の一層の推進を確認する。

###### ウ) 広報紙による啓発

広報「かねやま」等において、運動の目的、実施内容等について広報し、町民への周知を図る。

#### (2) P T A組織を活かした特色ある取り組みの推進

##### ①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭内はもとより、地域において児童生徒の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童生徒を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

##### ②家庭教育での取り組み

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭教育の中で児童生徒の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童生徒の意識に植え付ける必要がある。

また、P T A組織や「子育てがっこう」を通して、家庭教育についての意識啓発を図るとともに、研修機会を充実させる。

### (3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

#### ①各学校段階における系統的な「いのち」の教育の実践

各学校においては、県の教育振興計画に則り、自校の教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。その際、「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（平成25年3月山形県教育委員会）、「『いのち』の教育実践事例集」（令和6年3月山形県教育委員会）等を参考に、児童生徒の発達段階に応じて系統的に展開していく。

#### ②家庭における「いのち」の教育の推進

各家庭においては、親子の温かいかかわりを通じて「愛されている」、「認められている」等、児童生徒の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進められるよう働きかけていく。

### (4) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

各学校においては、児童生徒理解のために下記のことについて努力・工夫する。

- ① 日常的な会話や観察の他に、児童生徒の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査や個人面談、生活記録や日記等の手法を取り入れていくこと。
- ② 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童生徒の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況把握等に努めること。
- ③ 学校の設置者や、PTA、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童生徒にも周知することでネット上のいじめの抑止力につなげること。
- ④ 気になる児童生徒の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校・学年など組織として対応できる体制を整えておくこと。
- ⑤ 学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌に発展しないか分析すること。
- ⑥ 管理職をはじめ、教職員の「危機管理（リスクマネジメント）能力」を高める研修を通して、資質・能力を高めること。

### (5) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

各学校においては、道徳教育推進教師を中核として機能する道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる「特別の教科道徳」の時間においては、各小中学校における重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

## **(6) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進**

いじめは大人には見えにくい子どもの世界で起きており、各学校の児童生徒が一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

各学校においては、「いじめは人間として許されない行為である」こと、「いじめを見て見ぬふりをすることなく、声を上げる勇気も必要である」こと等の理解を進めるとともに、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を推進することをはたらきかけていく。

## **(7) 教員等の資質・能力の向上**

### **① 担任力（生徒指導力）の向上**

生徒指導を十分に機能させるため学校全体として安全・安心な風土を醸成し、児童生徒に対して、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を意図的に設定し、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童生徒への配慮等、深い児童生徒理解に基づく指導・支援等を行う。

その中で、児童生徒達の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわちいじめの芽に気づく洞察力を高め、認知したいじめについて確実に解消していくため、いじめの根っこを改善する指導方法や、いじめの未然防止に向けた学級経営、部活動運営等の在り方について、校内外における研修機会等を設定し、教職員の資質・能力の向上に取り組む。

### **② SC・教育相談員等の専門性の向上**

SCやSSW、教育相談員等においては、その専門性を活かし、いじめられている児童生徒を守り抜くことを基本とした相談活動や支援を行う。また、相談活動で得たいじめの芽やいじめの根っこに関する情報は、必要に応じて教職員と共有し、いじめの防止等に向け、共通した方向性をもって指導に当たる。

## **2. 早期発見の取り組み**

### **(1) 早期発見のための基本的な考え方**

#### **① 見えるいじめを見逃さない努力と工夫**

遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言

・暴力等を伴って行われるいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童生徒の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられている側の児童生徒と加害児童生徒のこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童生徒の心情に寄り添って聞き取りを行うことが重要である。

## ②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われる。いじめられている児童生徒の発するサインが小さくても、いじめではないかとの疑いを持って声をかけ、積極的に確認していく。

## (2) 早期発見のための具体的な取り組みの推進

### ①校内教職員のいじめ情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し、全教職員で情報を共有するためのいじめ情報ネットワークを構築する必要がある。こうすることで、児童生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、教職員用チェックリスト等を活用し、児童生徒や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

### ②学校・家庭・地域のいじめ情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、各学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用チェックリスト・いじめに関する保護者アンケートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

### ③児童生徒が相談しやすい環境づくり

#### ア) 生活の記録等の活用

休み時間や放課後の児童生徒の様子に目を配るとともに、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。タブレットを活用した一日の振り返りなどから情報収集を行い、早期発見・早期対応に役立てる。併せて、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。

#### イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートなどにより、児童生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートによる調査においては、児童生徒が周りの児童生徒の様子を気にせずに記入できるよう、質問内容を工夫し、無記名式とするなどの配慮が重要である。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫を行う。

#### ウ) 相談窓口の設置と周知

児童生徒及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル

・メール相談窓口、町教育委員会の相談窓口等を周知し、いつでも誰でも相談できる体制があることを知らせ、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを理解させる。

### 3. いじめ発生の場合の適切な対応

#### (1) いじめ対応の基本的な流れ

各学校においては、いじめを認知した場合、ただちに校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、①指導体制・方針、②当該いじめにかかわる児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に対応する。また、校長は事実確認の結果について、教育委員会に報告するとともに、当該いじめの関わる児童生徒の保護者に連絡する。

#### (2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめ防止等に係る組織に報告し、組織的に対応する。校内組織においては、いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童生徒の自尊心を損なわないよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

#### (3) いじめと認知した場合の対応

##### ①いじめられた児童生徒及びその保護者への対応

###### ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

###### イ) いじめられた児童生徒への対応

いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導する等、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、SC・SSWなどの心理や福祉等の専門家の協力を得る。

## ②いじめた児童生徒及びその保護者への対応

### ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

### イ) いじめた児童生徒への対応

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

## ③集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。さらに学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

### 〈いじめの解消〉

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

#### ○いじめに関する行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

#### ○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

#### ④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるものである。このため、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、すべての児童生徒が、集団の一員として、互いに尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

### Ⅲ ネット上のいじめへの対応

#### 1. ネット上のいじめの実態を知る

##### (1) ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、ネット上で、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷の書き込み、画像や動画を掲載、メールの送信などの方法により、いじめを行うものである。

このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく必要がある。

##### (2) ネット上のいじめの類型

###### ① 掲示板・ブログ・プロフィールでのネット上のいじめ

ア) 掲示板・ブログ・プロフィールへの誹謗・中傷の書き込みを行う。

イ) 掲示板・ブログ・プロフィールへ個人情報や無断で掲載する。

ウ) 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。

###### ② メールでのネット上のいじめ

ア) メールで特定の児童生徒に対して誹謗・中傷を行う。

イ) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。

ウ) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。

###### ③ SNSを利用したネット上のいじめ

ア) SNSを介して誹謗・中傷の書き込みを行う。

イ) ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行う。

###### ④ その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込みや画像の投稿を行う。

#### 2. ネット上のいじめの未然防止

##### (1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

各学校においては、IT機器の積極的な活用と同時に、ネット上のいじめを予防する観点から情報モラル教育を行っていく。

情報モラル教育を行う際には、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り扱っていく。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している情報モラル教育ポータルサイト等の教員向け Web サイト、e-ネットキャラバン、民間団体の研修カリキュラム等を有効に活用する。

情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。教育委員会においては、各教育事務所の青少年指導担当や専門家による講演等により、教員の研修に対して支援を行う。

## **(2) 家庭・地域、PTAとの連携**

ネット上のいじめについては、学校と家庭や地域が連携・協力しネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応へ向けた取り組みを行っていく必要がある。

各学校においては、保護者会や懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について家庭・地域に情報提供を行い、ネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努める。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけるなど、適切に制限していく。このようなペアレンタルコントロールにより、児童生徒がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

PTAにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

## **3. 早期発見・早期対応**

### **(1) 早期発見への取り組み**

#### **① ネット上のいじめのサインをキャッチするポイント**

現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見につながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、きめ細かな支援を行う必要がある。

#### **② ネット上のいじめについての相談体制の整備**

各学校においては、児童生徒が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく必要がある。教育委員会では、24時間子ども SOS ダイヤル（文部科学省）などの公的機関における相談窓口や、県教育センター、各教育事務所の相談ダイヤルや民間団体の相談窓口等の周知に努めていく。

#### **③ 学校ネットパトロール等の実施**

早期発見の観点から、教育委員会や学校、PTA、地域等が連携し学校ネットパト

ロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めることも有効である。

#### ④その他

児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受け付けなど、関係機関の取り組みについても周知を図る。

なお、いじめに限らず児童生徒間のトラブルに携帯電話端末等の不適切な使用が影響を与えている事例が増加しており、また、大人が気付きにくいネット上で進行している点が問題の早期発見を困難な状況にしている。被害を受けた場合の対応（証拠の保全や速やかな相談など）とインターネット上のいじめを含む不適切な行為を発見した場合の通報について児童生徒に改めて周知する必要がある。また、保護者に対しては、インターネット上の児童生徒間トラブルに係る大きな問題点である情報の拡散や加害者の特定の困難さなどから、早期に警察と連携し対応することをあらかじめ周知する必要がある。

### (2) 早期対応への取り組み

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、保護者に関係機関との連携を図るように促し迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなどについても同様に必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて「違法・有害情報相談センター」（総務省委託事業）、「人権相談」（法務省）、「誹謗中傷ホットライン」（一社セーフティーインターネット協会）、法務局又は地方法務局の協力を求める。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに当該所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### ◆ 掲示板等への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応 ◆

##### ① ネット上のいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多く見られる。学校では児童生徒が出すいじめの兆候を見逃さずネット上のいじめに対応していく。

##### ② 書き込み内容や掲載内容の確認

各学校及び教育委員会においては、誹謗・中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童生徒・保護者からあった場合、その内容を確認する。

携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、スクリーンショットやデジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。（町教育委員会として学校からの情報をもとに新庄警察署との協定により、早期に情報を共有し、以後の対応について打ち合わせを持つことが望まれる。）

##### ③ 掲示板等の管理者に削除依頼

保護者・該当児童生徒には、早期に警察棟の関係機関に相談することを促し、メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う

ことが適当である。

④ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、法務局や警察に相談し、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行うように保護者・該当児童生徒に助言をする。

⑤ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局や上記の相談窓口にご相談するなどして、対応方法を検討する。

## IV 教育諸課題から配慮すべき子どもの対応

### 1. 発達障がいを含む障がいのある子ども

発達障がいを含む障がいのある子どもが関わるいじめについては、教職員が個々の子どもの障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別指導計画を活用した情報提供を行いつつ、当該の子どものニーズや特性、専門家の意見を踏まえて指導及び必要な支援を行うことが必要である。

### 2. 海外から帰国した子どもや外国人の子ども

海外から帰国した子どもや外国人の子ども、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる子どもは、言語や文化の違いから学校の学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われないよう、教職員、子ども、保護者等の外国につながる子どもに対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

### 3. 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る子ども

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る子どもに対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員の研修において正しい理解を促進し、児童生徒に対しても性的マイノリティーに対する理解を深める指導を行うなど、学校として必要な対応について周知する。

### 4. 被災児童生徒

自然災害などにより避難している子ども（「被災児童生徒」という）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該被災児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## V 重大事態への対応

### 1. 基本的な対応の構造

- (1) 校長は重大事態の疑いが発生した際は、直ちに教育委員会へ報告する。また、当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには直ちに地元警察署に通報する。
- (2) 教育委員会又は学校は、重大事態の疑いが発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは3日以内）この調査を行う主体や調査組織については、教育委員会において判断する。
- (3) 教育委員会又は学校は、上記（2）の調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 教育委員会又は学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 教育委員会は、学校が上記（2）の調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う。

#### ◆重大事態への対応の基本的な姿勢◆

- ①いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- ②児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- ③調査は迅速かつ計画的に行う。
- ④児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- ⑤児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

### 2. 教育委員会又は学校による対応

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ①重大事態の意味

ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

#### ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース◆

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ①児童生徒が自殺を凶った場合   | ②身体に重大な傷害を負った場合  |
| ③金品等に重大な被害を被った場合 | ④精神性の疾患を発症した場合 等 |

- イ) いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合はこの限りではない。）
- ウ) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- エ) 上記ア)～ウ)以外の事案について、各学校が重大事態として対応する必要があると判断したもの。

#### ②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。教育委員会及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。

また、当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには直ちに地元警察署に通報する。

#### ③調査の趣旨及び調査主体

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものであり、教育委員会または学校が調査の主体となる。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、町長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる町長による調査主体とが連携し、アンケートの収集などの初期的な調査を教育委員会または学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる町長による調査で実施する等、適切な役割分担について検討する必要がある。また、いじめられた児童生徒又は保護者が重大事態の調査を望まない場合であっても、教育委員会及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もあることから、いじめられた児童生徒又は保護者にていねいに説明し、可能な限り理解を得るよう努めながら調査を行うこととする。

#### ④調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性を確保する。調査組織は、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2班編制とし、同時進行で速やかに対応する。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

教育委員会又は学校は、調査組織等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### ◆ 事実関係を明確にするための調査にあたって ◆

##### ① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

##### ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを考える。

##### ③ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構想することを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「山形県いじめ防止基本方針」IV-2-(1)に掲げる「背景調査留意事項」に基づくとともに、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

## **(2) 調査結果の提供及び報告**

### ①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に行う。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

### ②調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて町長に報告する。報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

## **3. 町長による再調査及び措置**

### **(1) 再調査**

上記2.(2)②の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

町長による再調査を行う機関の構成員については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とする。再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### **(2) 再調査の結果を踏まえた措置等**

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

町立学校について再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告しなければなら

ない。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

## VI 点検・評価と見直し

### 1. いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方

いじめはネット上も含め大人に見えにくい世界で発生しており、その実態把握と取り組みの点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

### 2. 教育委員会等が行う点検・評価

教育委員会においては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストの活用を図ることや年度末に行われる児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び毎学期末における定期調査の結果を分析・考察し、学校におけるいじめ防止等に関する活動に反映させていくよう指導する。また、年度末に、いじめ防止対策に係る取り組みについて、各学校の状況を点検し、改善を促していく。

なお、次の事案については、認知後、速やかに把握し、分析と考察を行うとともに以降の取り組みに資するものとする。

- ① 基本方針で定義しているいじめの重大事態
- ② ネット上のいじめに関すること
- ③ その他、特に必要と認められるもの

### 3. 学校における点検・評価

#### (1) 学校評価を通して

教育委員会は、各学校が、学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むこと。
- ② いじめ防止等の対策のための組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を行うこと。

## **(2) 教員評価を通して**

教育委員会は各学校が教員評価においていじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① 日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を行っているかどうか評価すること。
- ② 各学級の実態に基づく評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいるかどうか評価すること。

## **4. いじめ防止基本方針の見直し**

町は、基本方針を必要に応じて見直していくが、当該基本方針の策定から概ね3年の経過を目途として、法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案し、町基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。